

2026 年度後期日程入学試験問題（民事訴訟法）解説

問(1) (配点:20 点)

訴訟代理権の範囲については、民訴法 55 条が規定する。同条 1 項によって、訴訟代理権は包括的に与えられることが原則であるが、訴訟上の和解は、訴訟を終了させる重要な行為であるので、同条 2 項によって、特別な委任が必要とされる。したがって、本問において、A が訴訟上の和解について特別に委任を受けていなかった場合には、本件和解をする権限が認められない。

A が訴訟上の和解について特別に委任を受けていた場合には、A は訴訟上の和解をする権限が認められるが、本件和解における「③Y は、本件債務の弁済のために Y 所有の甲土地に抵当権を設定する。」という内容は、本件訴訟の訴訟物の範囲を超えており、このような内容を含む和解をする権限が認められるのかが問題となる。この問題につき、学説は、訴訟物限定説、無制限説、中間説に分かれる(なお、最判昭 38・2・21 民集 17 卷 1 号 182 頁〔百選 6 版 17 事件〕は、本件類似の事案において、「…抵当権の設定は、訴訟物に関する互譲の一方法としてなされたものであることがうかがえる」として、「…弁護士が授権された和解の代理権限のうちに右抵当権設定契約をなす権限も包含されていたものと解するのが相当である」とする)。いずれの見解に立つにせよ、予期しない和解条項による依頼者本人の不利益、和解が覆されることによる相手方の不利益、円滑に和解を成立させる必要性などの観点から、説得的に論じることが求められる。

問(2) (配点:30 点)

訴訟上の和解を調書に記載したときは、その記載は「確定判決と同一の効力」を有すると規定されている(民訴 267 条 1 項)。この「効力」の解釈については、訴訟終了効と、和解の内容によっては執行力(民執 22 条 7 号)・形成力が含まれることに争いが無いが、既判力が含まれるか否かについては議論がある。既判力を全面的に肯定する説は現在支持を得ていないが、訴訟上の和解の意思に瑕疵がない場合は既判力が認められるが、瑕疵がある場合には無効・取消しの主張をすることができるとする制限的既判力説(既判力を認めた最判昭 33・3・5 民集 12 卷 3 号 381 頁、錯誤の主張を認めた最判昭 33・6・14〔百選 6 版 88 事件〕など、判例がこの立場とされる)と、既判力否定説が対立している。本問においては、制限的既判力説と既判力否定説のいずれの立場であっても、X による錯誤の主張は既判力によって妨げられないということになるが、制限的既判力説に立つ場合は、なぜ既判力を認める必要があり、なぜ既判力が制限されるのか、既判力否定説に立つ場合は、なぜ既判力を認める必要がないのかといった根拠について、説得的に論じる必要がある。

和解の無効を主張する方法としては、期日指定の申立てによる方法(大決昭 6・4・22 民集 10 卷 380 頁など)と、和解無効確認の訴えなどの別訴の提起による方法(大判大 14・4・24 民集 4 卷 195 頁など)が考えられる。本問では、控訴審において和解が成立しているため、期日指定の申立てによる方法では、和解の効力をめぐる争いに三審級が保障されないという点にも留意しつつ、両者のメリット・デメリットを比較して、どちらの方法によるべきか(あるいは選択的に両方を認めるべきか)について、説得的に論じることが求められる。